

会社法Ⅱ 期末試験

<注意事項>

○学生IDのマークの際には、次の点に注意すること。

- ・学生IDの0と1を間違えてマークする学生が多いので、注意すること。
- ・学生IDが8桁の学生は、下2桁は*をマークすること。

○マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

[第1問] (配点：5点)

株主の権利の内容に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。(解答番号1の解答マーク欄にマークせよ)

- ア) 非公開会社は、議決権制限株式が発行済株式総数の2分の1を超えるに至ったときは、ただちに、2分の1以下にするために必要な措置をとらなければならない。
- イ) 取得条項とは、当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができる旨の定めのことである。
- ウ) 非公開会社は、定款で定めれば、株主総会における議決権の数を、持株数にかかわらず、株主1人あたり1個とすることができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第2問〕（配点：5点）

株式の譲渡自由の原則・譲渡制限に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号2の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 会社法127条は、「株主は、その有する株式を譲渡することができる。」と定める。このルールは、株主に投下資本の回収方法を確保するために定められる。
- イ) 会社と株主の間の個別の契約によって株式の譲渡を制限する場合、そのような制限は、契約当事者以外の者に対しては効力を有しない。
- ウ) 従業員持株制度において、同制度の下で従業員が一定の価格で購入した自社の株式について、退職時に購入価格と同額で取締役会の指定する者に譲渡する旨が合意されることがある。判例によれば、このような合意は株式の譲渡自由の原則に反するものであり、無効である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

譲渡制限株式の譲渡に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 譲渡制限株式の譲渡の承認を事前に得ずに当該株式を取得した者は、会社に対して譲渡の承認を請求することができない。
- イ) 判例によれば、会社の承認を得ないでなされた譲渡制限株式の譲渡は、譲渡の当事者間では有効であり、譲渡人は譲受人に対して株式の返還を請求することができない。
- ウ) 判例によれば、会社の承認を得ないでなされた譲渡制限株式の譲渡も、株主の全員が譲渡に同意していれば、会社に対する関係では有効である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

株式の譲渡の方法に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

株券が発行されておらず振替株式でもない株式の譲渡の効力を第三者に対抗するためには、（ア）をしなければならない。株券発行会社の株式の譲渡は、（イ）をしなければその効力を生じない。判例によれば、株券発行会社が株券の発行を不当に遅延する場合、株主は、株式を（ウ）。

1. ア＝株券の発行　イ＝株主名簿の名義書換え
ウ＝意思表示のみによって有効に譲渡できる
2. ア＝株券の発行　イ＝株券の交付
ウ＝意思表示のみによって有効に譲渡できる
3. ア＝株券の発行　イ＝株主名簿の名義書換え
ウ＝有効に譲渡することができない
4. ア＝株主名簿の名義書換え　イ＝株券の交付
ウ＝有効に譲渡することができない
5. ア＝株主名簿の名義書換え　イ＝株主名簿の名義書換え
ウ＝有効に譲渡することができない
6. ア＝株主名簿の名義書換え　イ＝株券の交付
ウ＝意思表示のみによって有効に譲渡できる

〔第5問〕（配点：5点）

株主名簿の名義書換えに関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株券が発行されておらず振替株式でもない株式を譲渡した場合の名義書換えの請求は、株式取得者が名簿上の株主またはその一般承継人と共同でしなければならない。
- イ) 判例によれば、株式が譲渡されたが名義書換えは未了である場合、会社は譲受人を株主と取り扱うことができない。
- ウ) 判例によれば、正当な事由なくして名義書換えを拒絶した会社は、株主名簿上に株主として記載されている譲渡人を株主として取り扱うことを要するのであり、譲受人を株主として取り扱うことはできない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

株式の相続・共有に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号6の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 譲渡制限株式を相続するためには、会社の承認を要する。
- イ) 株式が共同相続される場合、相続人は、権利行使者を定めて会社に通知しなければ、遺産共有されている株式について権利を行使することができない。
- ウ) 判例によれば、株式の準共有者間で権利行使者を定めるにあたっては、準共有者の全員の一致を要する。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

振替株式に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号7の解答マーク欄にマークせよ）

振替株式の譲渡は、（ア）を受けなければ効力を生じない。振替株式の議決権や剰余金の配当を受ける権利は、（イ）にもとづいて行使される。振替株式の少数株主権等は、（ウ）にもとづいて行使される。

1. ア＝譲受人の口座への増加の記載
イ＝総株主通知をもとに書き換えられた株主名簿 ウ＝総株主通知
2. ア＝譲受人の口座への増加の記載
イ＝個別株主通知をもとに書き換えられた株主名簿 ウ＝総株主通知
3. ア＝譲受人の口座への増加の記載
イ＝総株主通知をもとに書き換えられた株主名簿 ウ＝個別株主通知
4. ア＝株主名簿の名義書換え
イ＝個別株主通知をもとに書き換えられた株主名簿 ウ＝個別株主通知
5. ア＝株主名簿の名義書換え
イ＝総株主通知をもとに書き換えられた株主名簿 ウ＝個別株主通知
6. ア＝株主名簿の名義書換え
イ＝個別株主通知をもとに書き換えられた株主名簿 ウ＝総株主通知

〔第8問〕（配点：5点）

次の文章の空欄アに当てはまるものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号8の解答マーク欄にマークせよ）

次の事例の①から③までのうち、株主割当てにあたるのは（ア）である。

事例：甲会社は、PおよびQの2人からなる株式会社である。甲会社の発行済株式総数は20株であり、PおよびQはそのうち10株ずつを保有している。甲会社株式の価格は1株あたり200万円である。この甲会社が、10株を新たに発行する。

- ① 1株あたりの払込金額を80万円として、発行される10株すべてがPに割り当てられる場合
- ② 1株あたりの払込金額を80万円として、発行される10株のうち5株についてP、残り5株についてQに、割当てを受ける権利が与えられる場合
- ③ 1株あたりの払込金額を80万円として、発行される10株すべてがR（PおよびQとは別人であるとする）に割り当てられる場合

1. ① 2. ② 3. ③ 4. ①② 5. ②③ 6. ①③

〔第9問〕（配点：5点）

次の文章の空欄イに当てはまる語句として最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号9の解答マーク欄にマークせよ）

第8問に掲げた事例の①から③までのうち、甲会社が公開会社である場合に、募集事項の決定が株主総会の特別決議によらなければならないのは（イ）である。

1. ① 2. ② 3. ③ 4. ①② 5. ②③ 6. ①③

〔第10問〕（配点：5点）

次の文章の空欄ウに当てはまる最も適切な金額は、後記1から6までのうちどれか。計算の際には、募集株式の発行によって調達された資金を甲会社が用いることで今後生じる利益の額などは考慮に入れなくともよい。（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

第8問に掲げた事例の①の場合、募集株式の発行が行われた後で、甲会社株式の価格は（ウ）になる。

1. 280万円 2. 240万円 3. 200万円
4. 180万円 5. 160万円 6. 80万円

〔第11問〕（配点：5点）

公開会社における募集株式の発行に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 公開会社において、発行可能株式総数は、発行済株式総数の4倍以内でなければならない。
- イ) 判例によれば、公開会社において、取締役会決議を経ないまま募集株式の発行がされた場合、この瑕疵は募集株式の発行の無効原因になる。
- ウ) 公開会社は、募集株式の引受人が当該会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合、原則として、所定の事項を株主に通知または公告し、総株主の議決権の10の1以上の議決権を有する株主が所定の期間内にそのような引受けに反対する旨を当該会社に対して通知したときは、発行を中止しなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

非公開会社における募集株式の発行に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 非公開会社において、発行可能株式総数は、発行済株式総数の10倍以内でなければならない。
- イ) 判例によれば、非公開会社において、株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行がされた場合、この瑕疵は募集株式の発行の無効原因になる。
- ウ) 判例によれば、非公開会社において、著しく不公正な方法により募集株式の発行が行われることは、募集株式の発行の無効原因になる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第13問〕（配点：5点）

募集株式の発行の際の出資の履行に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、AがBの承諾を得てBの名義で募集株式の申込みをして割当てを受けた場合、Aが株主となる。
- イ) 出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利の譲渡は、株式会社に対抗することができない。
- ウ) 募集株式の引受人が出資の履行をしない場合には、会社は、当該出資の履行をしていない引受人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を通知しなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第14問〕（配点：5点）

株式の分割・併合に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株式の分割によって、投資単位は大きくなり、株式の流動性は高くなる。
- イ) 株式の併合によって1株未満の端数しか有しなくなる者は、株主でなくなる。
- ウ) 株式の併合によって、発行済株式総数は増加する。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第15問〕（配点：5点）

単元株および自己株式に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 種類株式発行会社は、株式の種類ごとに異なる単元数を定めることができる。
- イ) 会社は、自己株式について剰余金の配当を受けることはできない。
- ウ) 通説によれば、会社法が定める手続に違反する自己株式の取得も有効であり、これについて取締役が任務懈怠責任を負う可能性があるにとどまる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

自己株式の取得と消却に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

会社がすべての株主に申込みの機会を与えて自己株式の有償取得をする場合に、取得を予定する株式数よりも株主からの申込総数が多ければ、（ア）をしなければならぬ。（イ）自己株式を取得する場合には、取締役会設置会社は取締役会決議によって一定の事項を定めるだけで取得をすることができる。会社が保有する自己株式を消却する場合、会社の発行済株式総数は減少し、発行可能株式総数は減少（ウ）。

- | | | |
|-----------|-------------|-------|
| 1. ア＝全部取得 | イ＝子会社が親会社から | ウ＝しない |
| 2. ア＝全部取得 | イ＝親会社の子会社から | ウ＝しない |
| 3. ア＝全部取得 | イ＝子会社が親会社から | ウ＝する |
| 4. ア＝按分取得 | イ＝親会社の子会社から | ウ＝する |
| 5. ア＝按分取得 | イ＝子会社が親会社から | ウ＝する |
| 6. ア＝按分取得 | イ＝親会社の子会社から | ウ＝しない |

〔第17問〕（配点：5点）

新株予約権に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号17の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 甲会社の新株予約権は現在から3年間行使可能であり、現在の甲会社の株価は当該新株予約権の行使価額の50%の金額であるとする。このような新株予約権であっても、プラスの価値がある。
- イ) 新株予約権の行使条件が定められても、それは新株予約権の内容とはならない。
- ウ) ストック・オプションとして募集新株予約権を取締役に発行する場合に、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととすれば、取締役は新株予約権を付与される対価として金銭を払い込まなくて済むのであるから、常に新株予約権の有利発行になる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

社債に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 各社債の金額が1億円以上である場合、または、社債権者数が50人を下回る場合、社債管理者を設置しなくともよい。
- イ) 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなくとも、社債全部の支払猶予をすることができる。
- ウ) 新株予約権付社債は、募集社債の発行手続ではなく、募集新株予約権の発行手続によって発行される。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

設立の手続に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株式会社の設立の方法には発起設立と募集設立の2種類があるが、現在では、募集設立の方法が用いられることがほとんどである。
- イ) 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。
- ウ) 株式会社は定款に定められた成立日に法人格を取得するが、株式会社の成立を第三者に対抗するためには、設立登記を要する。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

発起人の権限に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、設立費用について定款に記載し検査役の調査を受けた場合にも、相手方は発起人に対して支払いを請求することができるだけであり、相手方に支払いをした発起人は、成立後の会社に対して求償をすることができる。
- イ) 定款の認証手数料は、定款に記載しなくとも発起人の権限に含まれる。
- ウ) 判例によれば、定款に記載のない財産引受けは成立後の会社に対して効力を生じないが、会社は株主総会の特別決議によってこれを追認することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

以上

[解答]

〔第1問〕 3 〔第2問〕 4 〔第3問〕 5 〔第4問〕 6 〔第5問〕 1
〔第6問〕 2 〔第7問〕 3 〔第8問〕 2 〔第9問〕 6 〔第10問〕 5
〔第11問〕 1 〔第12問〕 2 〔第13問〕 4 〔第14問〕 2 〔第15問〕 4
〔第16問〕 6 〔第17問〕 1 〔第18問〕 6 〔第19問〕 2 〔第20問〕 2